

## 会 議 録

会議の名称	第2回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 25 年 7 月 19 日（金） 10 時 15 分～11 時 30 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	1 人
出席委員	宮崎智美（会長） 道山治延（副会長） 後藤和子 湯村紀子
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 山形真理子 同 主査 山田寿美子 同 担当 西原一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

## 審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の1件目、企画総務部情報化推進室が電子計算機の結合をすることについて事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
事務局 情報化推進室	平成 26 年 3 月に再構築する新公式ホームページは、ホームページの公開などを行うコンピュータのサーバを市役所の庁舎内に設置するのではなく、民間の事業者が運営するデータセンターのサーバを利用するクラウドサービス方式で整備する。 クラウドサービスは、近年のコンピュータの処理速度、回線速度、セキュリティ技術の向上などにより現れてきたサービスであり、すでに多くの自治体で導入が進んでいる。また、サーバを遠隔地に設置するため、災害等発生時もデータを保守できることから、東日本大震災以降にクラウドサービスの導入が盛んに進んでいる。 市の職員がホームページを作成又は修正をするときは、市役所の端末機からネットワークを介して操作を行う。この際の回線には、暗号化したインターネット通信を利用する場合と専用回線または国や県、市町村を結ぶ総合行政ネットワーク回線を利用する場合の2種類の方法がある。現在業者を選定中であり、どちらになるかは、決定した業者によって変わる。 本来ホームページは行政情報の発信を行うものであり、個人情報の収集及び公開は行っていないが、ホームページ

<p>会長 委員 情報化推進室</p>	<p>の中には市民のこえや電子申請の関係で、利用する市民が自分で連絡先として、氏名や電話番号を入力するようになっている。これらの情報は一旦データセンターのサーバに保存されるが、その後、機械が自動的に電子メールで担当する所管課へすぐ送信するようになっており、送信後の氏名等の個人情報については、自動で削除されるようになっている。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>質問や意見はないか。 市庁舎外の業者が一時的に保存することと、ログという形で残ることについて問題はないか。 業者はデータセンターであり、システム上の安全のためバックアップは取ることになるが、市民がホームページ上で入力した情報はすぐに市役所にメールを送信し、削除されるため、バックアップをとる中には目に見える形の個人情報はない。 コンピュータのシステムで色々な障害や外国からのハッキングなどを受ける可能性もあるため、通信の記録がログという形で残るようになっている。このログは漢字やひらがななど普通に読める形になっておらず、特別な技術がないと見ることはできなくなっている。システムの保守はシステム開発会社が行うが、データセンターとシステム会社は距離が離れているため、専用の回線などのセキュリティを講じた上で遠隔地からログを追うことになる。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>電子計算機の結合には、公益上特に必要があることと個人の権利利益を侵害するおそれがないことが必要だが、その点についての説明を。 これまでは、サーバが庁内にあったため、外部との結合は発生していなかったが、今後再構築する新ホームページは、外部にサーバを置くことになり、回線で外部とつなぐことになる。サーバにはデータは残らないもののデータが回線を通じて外部の機器の中に一旦は入ることから、電子計算機の結合となり諮問するものである。</p>
<p>会長 情報化推進室 委員</p>	<p>公益上特に必要があることは、他市町村も市のホームページを作成しており、市の運営上、このホームページがなくなることは考えられない。また、サーバを遠隔地に設置するため、災害等発生時もデータを保守できる。 個人の権利利益を侵害するおそれがない点については、サーバの中に個人情報が残る時間がほとんどなく、データの送受信には、暗号化したインターネット回線、専用回線または総合行政ネットワーク回線を使用するため、セキュリティ上の問題はない。</p>
<p>会長 情報化推進室</p>	<p>資料1ページの収集・利用・提供・結合先欄に委託業者と表記されているが、受託業者ではないのか。 受託業者と表記すべきものである。 ホームページ以外の市のデータをクラウド化することはないのか。</p>
<p>情報化推進室</p>	<p>今回は、ホームページのデータのみクラウド化を行う。ホームページのサーバは、市民が見ることができる公開用のウェブサーバ、原稿を作成や保存するサーバ、大きいデータを扱う場合にそれを補助するデータベース用のサーバ</p>

<p>会長 委員 全員 会長</p>	<p>バなどいくつかあるが、クラウド方式では、大牟田市のためだけにサーバを用意することはまれであり、同じサーバを他市町村や銀行などが利用することが多い。1つのサーバを複数の団体が使用することにより、費用を抑えることができる。</p> <p>クラウド化は大きな波であり、福岡県自体も県の情報部門と県内の市町村とで福岡電子自治体運営協議会を作っており、民間企業と契約をして県内の自治体で使用できるようなクラウドセンターを今年の10月からサービスを開始する予定となっている。</p> <p>今後、大牟田市は、他のシステムもクラウド化の検討を行うこととしている。</p> <p>他に意見や質問はないか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>公益上特に必要があるとともに個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。</p>
<p>委員 全員 会長</p>	<p>&lt;了承&gt;</p> <p>この件は電子計算機の結合を行ってもよいものとする。</p>
<p>会長  事務局 環境企画課</p>	<p>議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の2件目、環境部環境業務課が保有個人情報の目的外利用をすることについて事務局から説明を。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>廃棄物処理法の規定により、市町村で一般廃棄物の処理に関する計画を定めることになっている。大牟田市では、ごみと生活排水に関する計画で構成された大牟田市生活排水処理基本計画を策定しており、長期的な視野に立って計画を進めている。その中で生活排水処理率について、平成21年度では約49%、中間の平成27年度では70%、目標年度の平成32年度では81%という目標を立てているが、平成25年4月現在では54%である。現在、非常に低い状況であるため、いかに改善していくかについて、環境企画課を中心に協議した結果、し尿くみ取り世帯の浄化槽への切り替えと下水道への接続、あわせて多量排出世帯の排出抑制のため、戸別訪問による啓発活動を行うこととした。</p>
	<p>くみ取り世帯は、市内約24,000件あり、今年度は、くみ取りから浄化槽へ切り替えた方が負担が少なくなる世帯のうち上位200から300世帯に対し、戸別訪問による浄化槽への切り替え促進を行い、次年度以降は下水道への接続促進も行う。くみ取りの料金は、昨年から世帯ごとの人数を基に算定する人頭制を廃止し、くみ取った量で算定する重量制に移行したため、くみ取り量が多い世帯はその分負担が多くなる。浄化槽は、5人槽であれば年間5万円代の負担となるが、この金額を超えているくみ取り世帯もある。そういった世帯を中心に戸別訪問を行い、浄化槽及び下水道への切り替え及びし尿排出量の抑制を勧めていくことは、くみ取り料金の高い世帯の負担を減らし、さらに、大牟田市の河川の環境も改善されていくことにもな</p>

会長 委員	る。 質問や意見はないか。
環境企画課	戸別訪問時におおまかな工事費について説明はするの か。
委員	はい。また、浄化槽の設置費用については、一般的な浄 化槽の工事費の 90%をカバーすることができる金額の補 助金があるため、そのことについても説明を行う。
環境企画課	訪問時に浄化槽設置の負担が分かると、市民も切り替え の計画が立てやすい。いいことだと思うので、進めてほし い。
環境企画課 委員	ただし、浄化槽は設置費用だけではなく、検査料や清掃 料などの経費が別にかかるため、そのことも説明する必要 がある。
環境企画課	はい。
会長	戸別訪問を行うことで生活排水処理基本計画が進むの か。
環境企画課	現在 P R はしているが、知らない方もまだ多い。個別訪 問は、排出量が上位の世帯を中心に行うこととしており、 設置費用の補助金があること、くみ取りよりも負担が減 ることを説明することが、浄化槽切り替えへの 1 つのきっ かけになると考える。
環境企画課 会長	大牟田市生活排水処理基本計画により生活排水処理率 の目標を立てているが、まだ目標率が低い状況にある。そ のため、排出量が上位の世帯に対し、浄化槽切り替えへの メリットなどについて説明をしたいが、1 件 1 件すべての 世帯を訪問することは合理的ではない。効率的に戸別訪問 を行うため、環境業務課が保有する情報を提供してもらい たいという趣旨か。
委員全員 会長	はい。 提供をする必要性や理由は問題ないと思われるため、目 的外利用してもよいか。
会長	< 了承 >
事務局 会長 委員全員	この件は保有個人情報の目的外利用を行ってもよいも のとする。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局 から説明を。
事務局 会長 委員全員	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
会長	< なし >
事務局 会長 委員全員	議事 個人情報取扱事務の届出の報告について事務局 から説明を。
会長	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
事務局 会長 委員全員	< なし >
会長	以上で審議会を終了する。